

制度の名称	国民健康保険税の減免(家屋被害以外)												
制度の内容	<p>●令和元年台風19号(以下「台風19号」という。)により被災した世帯で、以下に該当する場合は、下記の区分に応じて減免します。</p> <p>令和元年度分の減免対象となる国民健康保険税は、災害救助法が適用された日(令和元年10月12日)から令和2年3月31日までに普通徴収の納期が設定されている又は特別徴収される国民健康保険税です。</p> <p>令和2年度分の減免の対象となる国民健康保険税は、令和2年4月分から9月分までに相当する月割算定額です。</p> <p>(1) 台風19号による被害を受けたことにより、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯 全額</p> <p>(2) 台風19号による被害を受けたことにより、主たる生計維持者の行方が不明となった世帯 全額</p> <p>※主たる生計維持者以外の被保険者の行方が不明となった世帯については、当該世帯の被保険者全員について算定した国保税と行方不明者以外の被保険者について算定した国保税との差額が対象となります。</p> <p>(3) 台風19号による被害を受けたことにより、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」という。)の減少が見込まれ、次のすべてに該当になる世帯</p> <p>i 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が前年中の事業収入等の額の10分の3以上</p> <p>ii 前年中の地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令第27条の2第1項に規定する他の所得と区別して計算される所得の金額(地方税法314条の2第1項各号及び第2項の規定の適用がある場合には、その適用前の金額。)の合計額(以下合計所得金額という。)が1,000万円以下であること。</p> <p>iii 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年中の所得の合計額が400万円以下であること。</p> <p>【表1】で算出した第1号保険税額に、【表2】の前年中の合計所得金額の区分に応じた減免割合を乗じて得た額</p> <p>【表1】</p> $\text{対象保険税額} = A \times B / C$ <p>A: 当該被保険者全員について算定した保険税 B: 主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年中の所得の合計額 C: 当該世帯の前年中の合計所得金額</p> <p>【表2】</p> <table border="1" data-bbox="435 1570 1410 1955"> <thead> <tr> <th>前年中の合計所得金額</th> <th>減額又は免除の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300万円以下であるとき</td> <td>全部</td> </tr> <tr> <td>400万円以下であるとき</td> <td>10分の8</td> </tr> <tr> <td>550万円以下であるとき</td> <td>10分の6</td> </tr> <tr> <td>750万円以下であるとき</td> <td>10分の4</td> </tr> <tr> <td>1,000万円を超えるとき</td> <td>10分の2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※事業等の廃業や失業の場合には、条件が異なります。</p>	前年中の合計所得金額	減額又は免除の割合	300万円以下であるとき	全部	400万円以下であるとき	10分の8	550万円以下であるとき	10分の6	750万円以下であるとき	10分の4	1,000万円を超えるとき	10分の2
前年中の合計所得金額	減額又は免除の割合												
300万円以下であるとき	全部												
400万円以下であるとき	10分の8												
550万円以下であるとき	10分の6												
750万円以下であるとき	10分の4												
1,000万円を超えるとき	10分の2												
お問い合わせ	税務課税制係 0289-63-2117 本庁本館1階												